第１　人事行政の運営の状況

１　職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

（１）　職員の採用の状況（令和７年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

（単位:人）

区　分	令和7年度						令和6年度					
	競争試験	うち女性数	選考	うち女性数	うち再任用職員等	計	競争試験	うち女性数	選考	うち女性数	うち再任用職員等	計
一般行政職員	125 (0)	67 (0)	221 (4)	113 (3)	98 (0)	346 (4)	142	66	193	98	58	335
教　員	0	0	536	196	348	536	0	0	449	166	284	449
警　察　官	34	3	19	1	19	53	19	3	20	0	20	39
計	159	70	776	310	465	935	161	69	662	264	362	823

(注)１　職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員（会計年度任用職員）を除いた数です（以下同じ。）。
２　一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。
３　教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。
４　再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。
５　（　）は、鳥取方式短時間勤務職員（あらかじめ年間を通じて１週間あたり９時間程度の働き方支援休暇を取得することにより、１週間当たりの勤務時間を３０時間等とする勤務形態の職員）として採用した職員の数です

（２）　職員の異動の状況（令和７年度）

職員の異動は、４月１日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

（単位:人）

区　分		令和7年度		令和6年度	
		異動者数	うち女性数	異動者数	うち女性数
一般行政職員	部長級	18	5	6	1
	次長級	49	13	40	7
	課長級	199	57	204	52
	課長補佐級	374	121	402	129
	係長級	327	131	365	155
	一般職員等	412	199	400	182
	計	1,379	526	1,417	526
教　員	校　長	73	22	60	22
	教　頭	108	40	114	34
	教　諭	613	333	646	359
	助教諭等	0	0	0	0
	計	794	395	820	415
警察官	警　視	43	0	59	1
	警　部	99	3	93	3
	警部補	131	7	128	8
	巡査部長	134	13	129	12
	巡査等	148	35	135	34
	計	555	58	544	58

（３）　職員の退職の状況（令和７年度）

（単位:人）

区　分	令和7年度				令和6年度			
	一般行政職員	教　員	警察官	計	一般行政職員	教　員	警察官	計
定年退職	1	0	0	1	55	119	2	176
勧奨退職	3	2	0	5	2	1	0	3
早期退職	27	20	3	50	28	23	0	51
普通退職	184	150	37	371	183	117	37	337
分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	0	0	0	0	1	2	0	3
失　職	0	1	0	1	0	0	0	0
死亡退職	3	0	0	3	5	1	0	6
計	218	173	40	431	274	263	39	576

(注)　早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が７月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

（４） 部門別の職員数の状況（令和８年４月１日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成６年鳥取県条例第４号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

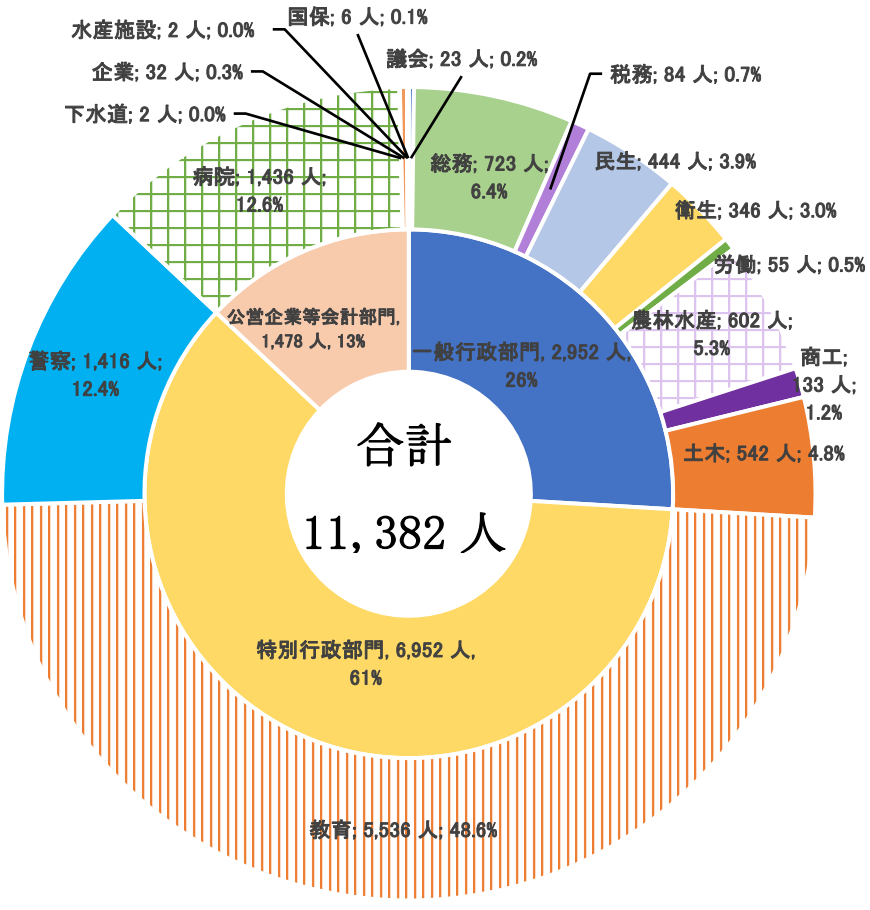
これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的かつ機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区分		職員数				
部門		令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
一般行政部門	議会	23人（ 0）	23人（ 0）	22人（ △1）	23人（ 1）	23人（ 0）
	総務	656人（ △5）	669人（ 13）	720人（ 51）	730人（ 10）	723人（ △7）
	税務	83人（ △8）	78人（ △5）	80人（ 2）	81人（ 1）	84人（ 3）
	民生	417人（ △4）	429人（ 12）	428人（ △1）	439人（ 11）	444人（ 5）
	衛生	360人（ 8）	359人（ △1）	340人（ △19）	341人（ 1）	346人（ 5）
	労働	54人（ △2）	54人（ 0）	53人（ △1）	53人（ 0）	55人（ 2）
	農林水産	631人（ △2）	624人（ △7）	616人（ △8）	594人（ △22）	602人（ 8）
	商工	141人（ 2）	143人（ 2）	140人（ △3）	134人（ △6）	133人（ △1）
	土木	543人（ △12）	535人（ △8）	545人（ 10）	542人（ △3）	542人（ 0）
	計	2,908人（ △23）	2,914人（ 6）	2,944人（ 30）	2,937人（ △7）	2,952人（ 15）
特別行政部門	教育	5,978人（ △84）	6,083人（ 105）	5,573人（△510）	5,511人（ △62）	5,536人（ 25）
	警察	1,455人（ △2）	1,458人（ 3）	1,438人（ △20）	1,422人（ △16）	1,416人（ △6）
	計	7,433人（ △86）	7,541人（ 108）	7,011人（△530）	6,933人（△78）	6,952人（19人）
普通会計計		10,341人（△109）	10,455人（ 114）	9,955人（△500）	9,870人（△85）	9,904人（34人）
公営企業等会計部門	病院	1,388人（ 47）	1,366人（ △22）	1,389人（ 23）	1,407人（ 18）	1,436人（ 29）
	下水道	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）
	企業	36人（ △2）	36人（ 0）	33人（ △3）	33人（ 0）	32人（ △1）
	水産施設	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）
	国保	5人（ 1）	6人（ 1）	5人（ △1）	5人（ 0）	6人（ 1）
	計	1,433人（ 46）	1,412人（ △21）	1,431人（ 19）	1,449人（ 18）	1,478人（ 29）
合計		11,774人（ △63）	11,867人（ 93）	11,386人（△481）	11,319人（ △67）	11,382人（ 63）
［条例定数］		［12,003人］	［11,996人］	［11,995人］	［12,000人］	［11,961人］

（注）１ （ ）は、前年との比較

２ 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。（総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠）

令和8年度　部門別職員割合



（５） 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由（令和８年４月１日現在）

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門		増減	主な増減理由
一般行政部門	議会	0	
	総務	△7	育児休業取得者の減　等
	税務	3	欠員補充による増　等
	民生	5	過員の増
	衛生	5	長期研修派遣者の増　等
	労働	2	過員の増
	農林水産	8	業務執行体制の見直しによる増　等
	商工	△1	大阪・関西万博課の廃止による減　等
	土木	0	
	計	15	
特別行政部門	教育	25	定年前再任用短時間勤務職員の増　等
	警察	△6	欠員不補充による減
	計	19	
普通会計		34	
公営企業等会計部門	病院	29	看護体制の強化等に伴う看護師の増
	下水道	0	
	企業	△1	業務執行体制の見直しによる減
	水産施設	0	
	国保	1	過員の増
	計	29	
合計		63	

（６） 職員数の推移

部門別＼年度	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ８年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	2,931人	2,908人	2,914人	2,944人	2,937人	2,952人	21人（　0.7%）
教育	6,062人	5,978人	6,083人	5,573人	5,511人	5,536人	△526人（△8.7%）
警察	1,457人	1,455人	1,458人	1,438人	1,422人	1,416人	△41人（△2.8%）
普通会計計	10,450人	10,341人	10,455人	9,955人	9,870人	9,904人	△546人（△5.2%）
公営企業等会計計	1,387人	1,433人	1,412人	1,431人	1,449人	1,478人	91人（　6.6%）
総合計	11,837人	11,774人	11,867人	11,386人	11,319人	11,382人	△455人（△3.8%）

（７） 職級別の職員数の状況（令和８年４月１日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

（単位：人）

区分		令和8年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B／A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B／A
一般行政職員	部長級	27	6	22.2%	28	6	21.4%
	次長級	91	25	27.5%	91	23	25.3%
	課長級	531	157	29.6%	505	142	28.1%
	課長補佐級	1,042	398	38.2%	1,033	388	37.6%
	係長級	1,217	573	47.1%	1,232	572	46.4%
	一般職員等	2,366	1,448	61.2%	2,347	1,422	60.6%
	計	5,274	2,607	49.4%	5,236	2,553	48.8%
教員	校長	198	55	27.8%	199	62	31.2%
	教頭	256	85	33.2%	253	78	30.8%
	教諭	4,348	2,318	53.3%	4,320	2,317	53.6%
	助教諭等	104	36	34.6%	106	36	34.0%
	計	4,906	2,494	50.8%	4,878	2,493	51.1%
警察官	警視	61	1	1.6%	60	1	1.7%
	警部	128	5	3.9%	129	6	4.7%
	警部補	309	22	7.1%	308	19	6.2%
	巡査部長	329	44	13.4%	328	42	12.8%
	巡査等	375	86	22.9%	380	88	23.2%
	計	1,202	158	13.1%	1,205	156	12.9%
合計		11,382	5,259	46.2%	11,319	5,202	46.0%

（８） フルタイム会計年度任用職員数の状況（令和８年４月１日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の人数は次のとおりです。

（単位：人）

区　　分	令和8年度		令和7年度	
	職員数	うち女性数	職員数	うち女性数
一般行政職員	2	0	2	0
教　　員	0	0	0	0
警　察　官	0	0	0	0
普通会計計	2	0	2	0
公営企業等会計計	341	294	339	296
計	343	294	341	296

（９） 等級等ごとの職員数の状況（令和８年４月１日現在）

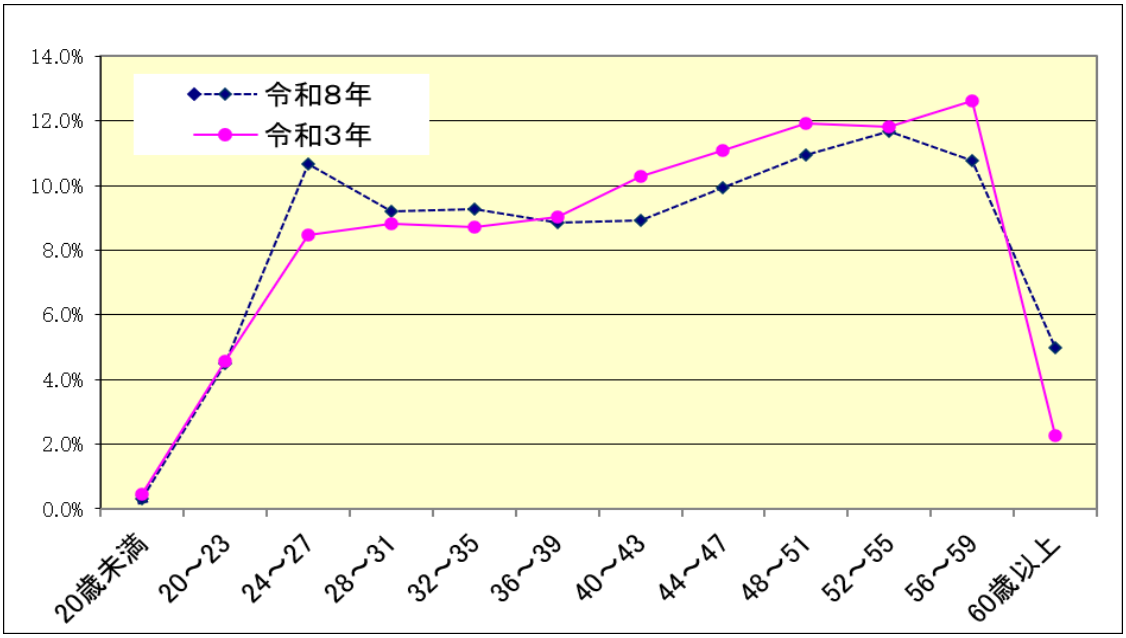
職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号）に定める等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員の数を公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法第58条の３の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(10) 年齢別職員構成の状況（各年４月１日現在）



区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和８年	36人	506人	1,195人	1,032人	1,038人	992人	998人	1,117人	1,224人	1,309人	1,208人	561人	11,216人
令和３年（５年前）	52人	524人	971人	1,012人	999人	1,036人	1,179人	1,272人	1,368人	1,358人	1,448人	259人	11,478人

（注） 会計年度任用職員、臨時的任用職員を含まない人数です。

(11) **障がい者の雇用の状況（令和８年６月１日現在）**

区分	令和8年度					令和7年度				
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数		障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数		障がい者雇用率	法定雇用率
知事部局等	3,859.5人	137.5人	103人	3.56%	2.8%	3,822.5人	134.5人	100人	3.52%	2.8%
身体障がい 視覚障がい			2人					2人		
身体障がい 聴覚・平衡機能障がい			4人					4人		
身体障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい			0人					0人		
身体障がい 肢体不自由			33人					31人		
身体障がい 内部障がい			19人					21人		
知的障がい			10人					9人		
精神障がい			35人					33人		
教育委員会	5,704.5人	165.0人	135人	2.89%	2.7%	5,772.5人	156.5人	128人	2.71%	2.7%
身体障がい 視覚障がい			7人					7人		
身体障がい 聴覚・平衡機能障がい			11人					13人		
身体障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい			0人					0人		
身体障がい 肢体不自由			22人					20人		
身体障がい 内部障がい			18人					17人		
知的障がい			27人					25人		
精神障がい			50人					46人		
警察本部	303.0人	9.0人	6人	2.97%	2.8%	306.0人	9.0人	6人	2.94%	2.8%
身体障がい 視覚障がい			0人					0人		
身体障がい 聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
身体障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい			0人					0人		
身体障がい 肢体不自由			2人					2人		
身体障がい 内部障がい			2人					2人		
知的障がい			0人					0人		
精神障がい			1人					1人		
病院局	1,237.0人	36.0人	31人	2.91%	2.8%	1,203.5人	34.0人	29人	2.83%	2.8%
身体障がい 視覚障がい			0人					0人		
身体障がい 聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
身体障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい			0人					0人		
身体障がい 肢体不自由			9人					9人		
身体障がい 内部障がい			2人					3人		
知的障がい			0人					0人		
精神障がい			19人					16人		

（注）１　知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。
２　「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
３　職員数には、会計年度任用職員等の短時間勤務職員（任用期間が１年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
４　「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、１人を２人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、１人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあっては１人）、重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者である特定短時間勤務職員（１週間の勤務時間が10時間以上20時間未満である常時勤務する職員）にあっては0.5人に相当するものとして計上しています。

２　職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。

面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（令和８年４月１日現在）

区分	具体的な取組			
	一般行政職員	会計年度任用職員	教員（学校事務職員を含む。）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員を除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	全職員（評価基準日に在籍していない職員を除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価期間における勤務期間が３月に満たない教職員等を除く。）	全職員 （地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等を除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	なし
評価時期	年２回（10月、２月）	年２回（10月、２月）	年１回（１月）	年２回（10月、２月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談員の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	再度の任用を行う際の判断、勤勉手当に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映